

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則（案）

（設置等）

第1条 大阪湾・紀伊水道における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し、必要な協議を行うため海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 異常気象等により予想される大阪湾・紀伊水道に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に必要な事項

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定する。
- 4 協議会に幹事会を置く。
- 5 幹事会は、別紙の幹事会の欄に掲げる者をもって構成する。

（会長等）

第4条 会長は、議事その他の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第5条 総会は、すべての構成員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
 - ① 第2条の協議事項
 - ② 会長及び副会長の選任
 - ③ 本協議会の会則（組織の名称変更や人事異動に伴う構成員の交代等による別紙の更新を除く。）
 - ④ その他本協議会の活動に必要な事項

(総会の招集)

第6条 総会の招集は会長が行う。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、構成員の過半数の合意により総会を招集することができる。

2 総会は、原則として年1回開催する。

3 会長は、次に掲げる場合には、臨時の総会を招集することができる。

① 第2条の協議事項が生じたときであって、前項に規定する総会の開催を待っていたのでは時機を失すると会長が判断したとき。

② 構成員から要請があり、幹事会において開催が必要と決議されたとき。

4 会長は、総会を開催するときは、あらかじめ総会の日時、場所及び議案を構成員に通知しなければならない。

(議長)

第7条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、出席した構成員の互選により議長を選出する。

(決議)

第8条 総会の決議は、構成員の過半数(書面及びオンライン参加を含む。)で決することとし、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

2 構成員は総会への参加について代理を立てることができる。

3 構成員は会長に決議を委任することができる。

4 会長は、やむを得ない事由により総会を開くことが困難な場合においては、協議事項の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴するとともに賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

5 構成員は、総会への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面を直接又は最寄りの港長又は港則法の適用港を所管する海上保安部署長を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面の内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、総会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

7 総会の議事については、事務局が議事録を作成するものとする。

8 総会の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、幹事会構成員の過半数の出席(電話又はオンライン参加を含む。以下、同じ。)がなければ開催できない。

- 3 幹事会の議長は、会長が行う。
- 4 幹事会の決議は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

(総会を開催するいとまがない場合の措置)

第10条 会長は、第2条に定める事項について、異常気象等の発生、接近等が急などのため、総会を開催するいとまがないと判断されるときは、第5条及び第8条の規定にかかわらず、幹事会を開催して必要な決議を行うことができる。

- 2 会長は、前項の決議を行ったときは、速やかにその内容を構成員に通報するとともに、その後開催される最初の総会において承認を得なければならない。

(結果尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、海上交通安全法第35条3項に基づき、協議が整った事項について尊重しなければならない。

(協議会・幹事会の事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、第五管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日（改正法の施行の日）から実施する。